

議案第 18 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第 1 条 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項及び第 6 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(苫小牧市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第 2 条 苫小牧市行政不服審査法施行条例（平成 28 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 3 条 苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 17 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 16 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(苫小牧市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 5 条 苫小牧市職員の退職手当に関する条例（昭和 59 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 17 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 18 条第 1 項第 1 号並びに第 20 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(苫小牧市自然環境保全条例の一部改正)

第 6 条 苫小牧市自然環境保全条例（昭和 49 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条及び第 31 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(苫小牧市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 7 条 苫小牧市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第４条の規定による改正後の苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例第１６条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第５項（第１号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（苫小牧市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の苫小牧市職員の退職手当に関する条例第16条第1項及び第5項、第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第20条第4項並びに苫小牧市職員の退職手当に関する条例第20条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

理 由

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例の整理をするため、本条例を制定する。

議案第 19 号

苫小牧市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

苫小牧市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

苫小牧市議会議員 山 谷 芳 則

神 山 哲太郎

小 山 征 三

牧 田 俊 之

小野寺 幸 恵

谷 川 芳 一

触 沢 高 秀

苫小牧市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第1条 苫小牧市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第30条」を削り、同項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「帳簿（以下」を「帳簿（第3項において」に改め、同条第2項第1号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第28条第2項中「この章において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「第4章」を「前章」に改める。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第2条 苫小牧市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規

定は、同年 6 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

理 由

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、刑の種類が変更される等のため、関係規定を整備する。

議案第 20 号

苫小牧市個人番号の利用に関する条例及び苫小牧市税条例の一部改正
について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市個人番号の利用に関する条例及び苫小牧市税条例の一部を改
正する条例

(苫小牧市個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第 1 条 苫小牧市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 28 号）の一
部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中
「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14
項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

(苫小牧市税条例の一部改正)

第 2 条 苫小牧市税条例（昭和 25 年条例第 24 号）の一部を次のように改正す
る。

第 37 条第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 47 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 80 条第 2 項第 1 号中「同条第 15 項」を
「同条第 16 項」に改める。

第 115 条の 9 の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」

に改める。

第 157 条第 1 項第 1 号及び附則第 14 条の 2 第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例で引用している同法の条項に移動があったため、関係規定を整備する。

議案第 21 号

苫小牧市一般職の職員に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市一般職の職員に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市一般職の職員に関する条例（昭和 26 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 3 第 1 号中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第 15 条の 4 第 1 項中「定める者」の次に「（第 15 条の 5 の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 15 条の 5 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 15 条の 5 の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4

月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までをいう。) において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 1 5 条の 5 の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、職員の請求により時間外勤務をさせてはならないこととする職員の範囲を拡大する等のため、関係規定を整備する。

議案第 22 号

苫小牧市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 4 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、条例で引用している同法の条項に移動があったため、関係規定を整備する。

議案第 23 号

苫小牧市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市職員の退職手当に関する条例（昭和 59 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 10 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 13 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 13 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市職員の退職手当に関する条例第 13 条第 10 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 14 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した苫小牧市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって施行の日以後に安定した

職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行の日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

理 由

雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当の支給要件を見直す等のため、関係規定を整備する。

議案第 24 号

苫小牧市手数料条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市手数料条例の一部を改正する条例

苫小牧市手数料条例（平成 12 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表(14)の項中「第 15 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に改め、同表(15)の 2 の項から(15)の 6 の項までを次のように改める。

(15) の 2	エネルギー消費法による事務	エネルギー消費法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合	1棟の建築物の住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限り、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。以下この項、次項及び(15)の4の項において同じ。）の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	エネルギー消費法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「性能確保計画」という。）1件につき 41,000円
				1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	性能確保計画1件につき 45,000円
			イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合	1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき 31,000円
				1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	性能確保計画1件につき 34,000円
			ウ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合	1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき 77,000円
				1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき 127,000円
				1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき 216,000円
				1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	性能確保計画1件につき 313,000円
			エ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合	1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき 58,000円
				1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき 96,000円
				1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき 167,000円
				1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	性能確保計画1件につき 247,000円
			オ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受ける場合	1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項、次項及び(15)の4の項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。この項第4欄カ並びに次項第4欄オ及びカ並びに(15)の4の項第4欄オ及びカにおいて同じ。）の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき 243,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき 303,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき 391,000円

				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき	557,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき	686,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき	817,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	性能確保計画1件につき	932,000円
			カ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号に適合している旨の判定を受ける場合	1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき	96,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき	121,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき	158,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき	254,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき	332,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき	404,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	性能確保計画1件につき	474,000円
			キ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について判定を受ける場合で、この項第4欄オ及びバに掲げる場合以外の場合	1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき	11,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき	19,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき	30,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき	87,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき	139,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき	181,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	性能確保計画1件につき	225,000円

(15) の 3	エネ ル ギ ー 消 費 法 に よ る 事 務	エネ ル ギ ー 消 費 法 第 11 条 第 2 項 又 は 第 12 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定	ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合	1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 25,000円
				1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	変更後の性能確保計画1件につき 27,000円
			イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合	1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 21,000円
				1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	変更後の性能確保計画1件につき 22,000円
			ウ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合	1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 46,000円
				1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 78,000円
				1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 137,000円
				1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	変更後の性能確保計画1件につき 208,000円
			エ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受ける場合	1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 37,000円
				1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 62,000円
				1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 112,000円
				1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	変更後の性能確保計画1件につき 175,000円
			オ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受ける場合	1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 129,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 163,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 212,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 324,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 414,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 501,000円

				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	変更後の性能確保計画1件につき580,000円
			カ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受ける場合	1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき55,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき72,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき96,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき173,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき237,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき294,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	変更後の性能確保計画1件につき351,000円
			キ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について判定を受ける場合で、この項第4欄才及びカに掲げる場合以外の場合	1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき11,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき19,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき30,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき87,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき139,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき181,000円
				1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	変更後の性能確保計画1件につき225,000円
(15)の4	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）による事務	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合		前項第4欄アに定める1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額
			イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合		前項第4欄イに定める1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額
			ウ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合		前項第4欄ウに定める1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

			エ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合	前項第4欄エに定める1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額
			オ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合	前項第4欄オに定める1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額
			カ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受けていた場合	前項第4欄カに定める1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額
			キ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として当該計画に係る建築物について判定を受けていた場合で、この項第4欄オ及びカに掲げる場合以外の場合	前項第4欄キに定める1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額
(15)の5	エネルギー消費法による事務	エネルギー消費法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。この項第4欄イ及びウにおいて同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（同欄イ及びウに掲げる場合以外の場合に限る。）	床面積の合計が200平方メートル以内のもの 40,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,800円）
				床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 44,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,800円）
			イ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの 31,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,800円）
				床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 34,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,800円）
			ウ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの 22,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,800円）
				床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 24,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,800円）
			エ 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。この項第4欄オ及びカにおいて同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（同欄オ及びカに掲げる場合以外の場合に限る。）	住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの 77,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,000円）に、次の（ア）から（エ）までに掲げる住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該（ア）から（エ）までに定める金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、零とする。以下「(15)の5エ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額」という。）を加えた額 （ア） 住戸以外の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 77,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,000円） （イ） 住戸以外の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 126,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,000円） （ウ） 住戸以外の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 214,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、53,000円） （エ） 住戸以外の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 308,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、96,000円）

				住宅の戸数が5戸以上15戸以下のもの	126,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,000円）に（15）の5エ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額を加えた額
				住宅の戸数が16戸以上45戸以下のもの	214,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、53,000円）に（15）の5エ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額を加えた額
				住宅の戸数が46戸以上のもの	308,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、96,000円）に（15）の5エ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額を加えた額
			オ 基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合	住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの	58,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,000円）に、次の（ア）から（エ）までに掲げる住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該（ア）から（エ）までに定める金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、零とする。以下「（15）の5オ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額」という。）を加えた額 （ア） 住戸以外の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 58,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,000円） （イ） 住戸以外の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 95,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,000円） （ウ） 住戸以外の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 165,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、53,000円） （エ） 住戸以外の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 242,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、96,000円）
				住宅の戸数が5戸以上15戸以下のもの	95,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,000円）に（15）の5オ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額を加えた額
				住宅の戸数が16戸以上45戸以下のもの	165,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、53,000円）に（15）の5オ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額を加えた額
				住宅の戸数が46戸以上のもの	242,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、96,000円）に（15）の5オ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額を加えた額
			カ 基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合	住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの	39,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,000円）に、次の（ア）から（エ）までに掲げる住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該（ア）から（エ）までに定める金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、零とする。以下「（15）の5カ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額」という。）を加えた額 （ア） 住戸以外の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 39,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,000円）

					(イ) 住戸以外の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 65,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,000円） (ウ) 住戸以外の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 116,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、53,000円） (エ) 住戸以外の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 177,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、96,000円）
			住宅の戸数が5戸以上15戸以下のもの	65,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,000円）に（15）の5カ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額を加えた額	
			住宅の戸数が16戸以上45戸以下のもの	116,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、53,000円）に（15）の5カ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額を加えた額	
			住宅の戸数が46戸以上のもの	177,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、96,000円）に（15）の5カ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額を加えた額	
キ	住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合（基準省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合に限る。）	1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、12,000円）		
		1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	303,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、19,000円）		
		1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	390,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、30,000円）		
		1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	555,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、87,000円）		
		1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	684,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、138,000円）		
		1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	813,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、178,000円）		
		1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	927,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、222,000円）		
ク	住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合（基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合に限る。）	1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	95,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、12,000円）		
		1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	120,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、19,000円）		

				1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	157,000円（判定機関審査を受けた場合 にあつては、30,000円）
				1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	253,000円（判定機関審査を受けた場合 にあつては、87,000円）
				1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	330,000円（判定機関審査を受けた場合 にあつては、138,000円）
				1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	400,000円（判定機関審査を受けた場合 にあつては、178,000円）
				1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	469,000円（判定機関審査を受けた場合 にあつては、222,000円）
		エネルギー消費法第30条第2項の規定による申出に対する審査			苫小牧市建築基準法施行条例第59条の2 第1項及び第2項の規定の例により算定 した額（エネルギー消費法第29条第3項 に規定する申請建築物（以下「申請建 築物」という。）に係る手数料の額に 限る。）
(15) の 6	エネ ル ギ ー 消 費 法 に よ る 事 務	エネルギー消費法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき 1,000円		
		エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。この項第4欄イ及びウにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（同欄イ及びウに掲げる場合以外の場合に限る。）	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	24,000円（評価機関審査を受けた場合 にあつては、6,800円）
				床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	27,000円（評価機関審査を受けた場合 にあつては、6,800円）
			イ 基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	20,000円（評価機関審査を受けた場合 にあつては、6,800円）
				床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	21,000円（評価機関審査を受けた場合 にあつては、6,800円）
			ウ 基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	15,000円（評価機関審査を受けた場合 にあつては、6,800円）
				床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	16,000円（評価機関審査を受けた場合 にあつては、6,800円）
			エ 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。この項第4欄オ及びカにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（同欄オ及びカに掲げる場合以外の場合に限る。）	住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの	45,000円（評価機関審査を受けた場合 にあつては、12,000円）に、次の （ア）から（エ）までに掲げる住戸以外 の床面積の合計の区分に応じ、それ ぞれ当該（ア）から（エ）までに定め る金額（住戸以外の部分を有さない建 築物又は基準省令第14条第2項第2号 に掲げる住宅にあつては、零とする。以 下「（15）の6エ（ア）から（エ）まで の区分に応じた金額」という。）を加 えた額 （ア） 住戸以外の床面積の合計が300 平方メートル以内のもの 45,000 円（評価機関審査を受けた場合に あつては、12,000円）

		(イ) 住戸以外の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 76,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,000円) (ウ) 住戸以外の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 135,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、53,000円) (エ) 住戸以外の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 203,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、96,000円)
	住宅の戸数が5戸以上15戸以下のもの	76,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,000円）に（15）の6エ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額を加えた額
	住宅の戸数が16戸以上45戸以下のもの	135,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、53,000円）に（15）の6エ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額を加えた額
	住宅の戸数が46戸以上のもの	203,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、96,000円）に（15）の6エ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額を加えた額
オ 基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合	住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの	36,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,000円）に、次の（ア）から（エ）までに掲げる住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該（ア）から（エ）までに定める金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、零とする。以下「（15）の6オ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額」という。）を加えた額 （ア） 住戸以外の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 36,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,000円) （イ） 住戸以外の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 61,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,000円) （ウ） 住戸以外の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 110,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、53,000円) （エ） 住戸以外の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 170,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、96,000円)
	住宅の戸数が5戸以上15戸以下のもの	61,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,000円）に（15）の6オ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額を加えた額
	住宅の戸数が16戸以上45戸以下のもの	110,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、53,000円）に（15）の6オ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額を加えた額
	住宅の戸数が46戸以上のもの	170,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、96,000円）に（15）の6オ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額を加えた額

カ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合	住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの	27,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,000円）に、次の（ア）から（エ）までに掲げる住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該（ア）から（エ）までに定める金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、零とする。以下「(15)の6カ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額」という。）を加えた額 （ア） 住戸以外の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 27,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,000円） （イ） 住戸以外の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 46,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,000円） （ウ） 住戸以外の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 86,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、53,000円） （エ） 住戸以外の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 138,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、96,000円）
	住宅の戸数が5戸以上15戸以下のもの	46,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,000円）に（15）の6カ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額を加えた額
	住宅の戸数が16戸以上45戸以下のもの	86,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、53,000円）に（15）の6カ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額を加えた額
	住宅の戸数が46戸以上のもの	138,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、96,000円）に（15）の6カ（ア）から（エ）までの区分に応じた金額を加えた額
キ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合（基準省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合に限る。）	1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	128,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、12,000円）
	1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	162,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、19,000円）
	1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	211,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、30,000円）
	1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	323,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、87,000円）
	1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	412,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、138,000円）
	1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	497,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、178,000円）

			1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	576,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、222,000円）
		ク 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合（基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合に限る。）	1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	55,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、12,000円）
			1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	71,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、19,000円）
			1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	95,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、30,000円）
			1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	171,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、87,000円）
			1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	235,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、138,000円）
			1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	290,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、178,000円）
			1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	347,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、222,000円）
		ケ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物をエネルギー消費法第29条第3項に規定する他の建築物（以下「他の建築物」という。）として記載して変更認定を申請する場合		前項の規定の例により算定した額
		エネルギー消費法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出に対する審査		苫小牧市建築基準法施行条例第59条の2第1項及び第2項の規定の例により算定した額（申請建築物に係る手数料の額に限る。）

別表(15)の7の項を削る。

別表備考第9項を削り、同表備考第8項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項を同表備考第11項とし、同表備考第7項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項第1号中「ア又はイ」を「ア、イ又はウ」に、「オ又はカ」を「キ又はク」に改め、同項第2号中「ウ又はエ」を「エ、オ又はカ」に、「オ又はカ」を「キ又はク」に改め、同項第3号中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同項を同表備考第10項とし、同表備考第6項の次に次の3項を加える。

7 (15)の2の項のエネルギー消費法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料については、次のとおりとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能確保計画につき、住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を受ける場合は、それぞれの部分につき、(15)の2の項第4欄のア又はイに規定する額及び同欄のオ、カ又はキに規定する額を合計した額とする。

(2) 建築物のエネルギー消費性能確保計画につき、共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を受ける場合は、それぞれの部分につき、(15)の2の項第4欄のウ又はエに規定する額及び同欄のオ、カ又はキに規定する額を合計した額とする。

8 (15)の3の項のエネルギー消費法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料については、次のとおりとする。

(1) 変更後の建築物のエネルギー消費性能確保計画につき、住宅（共同住

宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を受ける場合は、それぞれの部分につき、(15)の3の項第4欄のア又はイに規定する額及び同欄のオ、カ又はキに規定する額を合計した額とする。

- (2) 変更後の建築物のエネルギー消費性能確保計画につき、共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を受ける場合は、それぞれの部分につき、(15)の3の項第4欄のウ又はエに規定する額及び同欄のオ、カ又はキに規定する額を合計した額とする。

- 9 (15)の4の項の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更にあつてゐることを証する書面の交付の手数料については、次のとおりとする。

- (1) 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を受けていた場合は、それぞれの部分につき、(15)の4の項第4欄のア又はイに規定する額及び同欄のオ、カ又はキに規定する額を合計した額とする。
- (2) 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を受けていた場合は、それぞれの部分につき、(15)の4の項第4欄のウ又はエに規定する額及び同欄のオ、カ又はキに規定する額を合計した額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に鑑み、建築物エネルギー消費性能適合判定に係る手数料を改定する等のため、関係規定を整備する。

議案第 25 号

苫小牧市母子家庭等児童入学援助金支給条例の廃止について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市母子家庭等児童入学援助金支給条例を廃止する条例

苫小牧市母子家庭等児童入学援助金支給条例（平成 4 年条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 苫小牧市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の 1 の項事務の欄中第 7 号を削る。

別表 2 中 16 の項を削り、17 の項を 16 の項とし、18 の項を 17 の項とし、同表備考中第 11 号及び第 12 号を削る。

理 由

母子家庭等児童入学援助金支給制度を廃止するため、本条例を廃止する。

議案第 26 号

苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する 条例の制定について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する 条例

(目的)

第 1 条 この条例は、脱炭素社会の実現に向けて、苫小牧市の行政区域内における再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、豊かな自然環境及び市民の安全で安心な生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全と地球温暖化防止対策となる再生可能エネルギー発電事業推進との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項に定める再生可能エネルギー源のうち太陽光又は風力を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

- (2) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電設備の設置（設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による地形の変更を含む。）及び当該設備による発電を行う事業をいう。
- (3) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を行う者をいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (6) 周辺関係者 再生可能エネルギー発電事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 市（市が事業者の構成員となる場合を含む。）が行う再生可能エネルギー発電事業については、この条例の趣旨を尊重し、自然環境等の保全に努め、周辺関係者の理解を求める努力を怠ってはならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止、景観及び自然環境等への配慮を十分に行うとともに、周辺関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。

- 2 事業者は、地域と共生した再生可能エネルギー発電事業の実施を図るために必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、地域との共生に支障を生じさせないように、再生可能エネルギー発電事業を実施する間、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態に維持管理しなければならない。

（土地所有者等の責務）

第5条 土地所有者等は、再生可能エネルギー発電事業により、自然環境若しく

は景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、事業区域に係る土地を適正に管理しなければならない。

(市民の協力)

第6条 市民は、第1条の目的を達成するため、市が実施する施策及び第3条第1項に規定する必要な措置に協力するよう努めるものとする。

(適用を受ける事業)

第7条 次条から第17条までの規定は、再生可能エネルギー発電設備の出力の合計が10キロワット以上の再生可能エネルギー発電事業に適用する。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に再生可能エネルギー発電設備を設置するものについては適用しない。

(禁止区域)

第8条 市長は、災害の防止、自然環境等の保全又は地域と共生した再生可能エネルギー発電事業の実施を図るため、特に必要と認められる区域を禁止区域として指定する。

2 事業者は、前項の規定により指定した区域を事業区域に含めてはならない。ただし、事業区域及びその周辺区域の状況等により明らかに支障がないと市長が判断した場合は、この限りでない。

(区域の指定)

第9条 前条の禁止区域は、次の各号に定める国有地又は公有地とする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第21条第1項の規定により指定された特別保護地区及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第9条の12第1号に規定する第1種特別地域
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により指定された特別保護地区
- (7) 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第22条第1項の規定により指定された環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区
- (8) 苫小牧市自然環境保全条例（昭和49年条例第12号）第7条第1項の規定により指定された自然環境保全地区
- (9) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条及び第25条の2の規定により指定された保安林
- (10) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域（風力をエネルギー源とした再生可能エネルギー事業のうちブレードを設置する場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める区域
(事前協議)

第10条 事業者は、第12条第1項又は第3項の届出をしようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に

関する計画（以下「事業計画」という。）について市長と協議しなければならない。

- 2 市長は、前項の協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（周辺関係者への説明）

第11条 事業者は、前条第1項の協議が終了し、次条第1項の届出をしようとするときは、あらかじめ当該事業区域の周辺関係者に対し、説明会を開催する等事業計画の周知について必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の周知を行うに当たっては、事業計画の内容について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

- 3 事業者は、第1項の措置を行ったときは、規則で定めるところによりその結果を市長に届け出なければならない。

（届出）

第12条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施しようとする場合は、再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手する日の60日前までに、事業計画に前条の周知状況を記録した書類を添えて、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地、面積及び事業完了時における土地の形状
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の種別、規模及び発電出力
- (5) 再生可能エネルギー発電設備の維持管理計画（再生可能エネルギー発電事業の廃止後において行う措置を含む。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び市長が必要と認める事項

3 第1項に定める届出をした事業者は、当該届出に係る事業計画を変更しようとするときは、変更する日の60日前までに変更後の事業計画を、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

4 市長は、届出を受けた事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

(工事完了等の届出)

第13条 前条の届出をした事業者は、当該届出に係る再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了したとき又は当該工事を中止したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に定める完了の報告があったときは、速やかに、第12条第1項及び第3項に規定する届出の内容に適合しているかどうかについて確認し、規則で定めるところにより、その結果を事業者に通知しなければならない。

(維持管理に関する報告)

第14条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の稼働状況、保守点検その他維持管理の実施状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(再生可能エネルギー発電事業の承継)

第15条 事業者から再生可能エネルギー発電事業の譲渡、相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(廃止の届出)

第16条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、

廃止しようとする日の３０日前までに規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

２ 事業者は、前項で届け出た再生可能エネルギー発電設備を廃止するときは、当該設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

３ 事業者は、前項の措置が完了したときは、完了した日から起算して３０日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（報告の徴収）

第１７条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入調査）

第１８条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、市の職員に事業者の事務所、事業所若しくは事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

２ 前項の立入調査を行う市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３ 第１項の立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導、助言及び勧告）

第１９条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。

２ 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

（１）事業者が第４条の責務を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を

与えるおそれがあるとき。

- (2) 事業者が第 12 条第 1 項又は第 3 項の届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。
- (3) 事業者が第 12 条第 1 項又は第 3 項の届出をする前に設置工事に着手したとき。
- (4) 事業者が第 13 条第 1 項の届出を行わず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) 事業者が第 16 条第 1 項若しくは第 3 項の届出を行わず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (6) 事業者が第 17 条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (7) 事業者が前条第 1 項の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (8) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(命令)

第 20 条 市長は、前条第 2 項の勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者に対し、事業の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、再生可能エネルギー発電設備の除去、事業区域の原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとることを命じることができる。

(公表)

第 21 条 市長は、前条の命令をしたときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することができる。

- 2 市長は、前項の公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後にその設置工事に着手する再生可能エネルギー発電事業について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第 14 条から第 21 条までの規定は、再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手した時期にかかわらず、第 7 条に該当する再生可能エネルギー発電事業の全ての事業者について適用する。
- 4 この条例の施行の際現に設置又は設置工事に着手している再生可能エネルギー発電設備がその増設若しくは更新をすることにより、第 7 条に該当することとなるときは、附則第 2 項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。
- 5 第 12 条各項に規定する届出及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条各項の規定の例により行うことができる。

理 由

脱炭素社会の実現に向けて、自然環境等の保全と再生可能エネルギー発電事業推進の調和を図るため、本条例を制定する。

議案第 27 号

苫小牧市建築基準法施行条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

苫小牧市建築基準法施行条例（昭和 43 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 59 条の 2 第 1 項中「それぞれ」及び「申請又は通知に係る計画に法第 87 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該額に第 3 項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額。」を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、申請又は通知に係る計画に法第 87 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について次項各号に掲げる場合の区分に応じた当該各号に定める額を、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合においては、一の建築物につき別表 1 の 2 の左欄の用途の区分に対応する同表の右欄に定める額を、それぞれ基本額に加算した額の手数料を納入しなければならない。

第 59 条の 2 第 2 項第 1 号中「14,000 円」を「15,000 円」に改め、同項第 2 号中「8,000 円」を「9,000 円」に改め、同条第 3 項第 1 号中

「１３，０００円」を「１４，０００円」に改め、同項第２号中「８，０００円」を「９，０００円」に改める。

第５９条の３第３項中「１５，０００円」を「１６，０００円」に改め、同条第４項中「１２，０００円」を「１３，０００円」に改める。

別表１中「８，０００円」を「１５，０００円（当該申請等に係る建築物が令第１０条第１号、第３号又は第４号に掲げる建築物の場合（以下「確認の特例の場合」という。）にあつては、１２，０００円）」に、「１３，０００円」を「２４，０００円（確認の特例の場合にあつては、１９，０００円）」に、「１９，０００円」を「３６，０００円（確認の特例の場合にあつては、２８，０００円）」に、「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「２５，０００円」を「４８，０００円」に、「４１，０００円」を「７８，０００円」に、「５６，０００円」を「９９，０００円」に、

「

２，０００平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの	１７０，０００円
１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの	２８０，０００円

を」

「

２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以内のもの	２００，０００円
５，０００平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの	３２０，０００円
１万平方メートルを超え、２万平方メートル以内のもの	４８０，０００円
２万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの	７２０，０００円

に、」

「５００，０００円」を「９６０，０００円」に改める。

別表１の次に次の表を加える。

別表１の２（第５９条の２関係）

建築物の用途	手数料の額
一戸建ての住宅	８，０００円
共同住宅	３２，０００円

別表２中「１３，０００円」を「２０，０００円（当該申請等に係る建築物が令第１０条第１号、第３号又は第４号に掲げる建築物の場合（以下この表及び別表３において「検査の特例の場合」という。）にあつては、１３，０００円）」に、「１６，０００円」を「２３，０００円（検査の特例の場合にあつては、１６，０００円）」に、「２０，０００円」を「２７，０００円（検査の特例の場合にあつては、２０，０００円）」に、「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「２６，０００円」を「３５，０００円」に、「４１，０００円」を「５８，０００円」に、「５６，０００円」を「７３，０００円」に、

「

２，０００平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの	１３０，０００円
１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの	２１０，０００円

を」

「

２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以内のもの	１５０，０００円
５，０００平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの	１９０，０００円
１万平方メートルを超え、２万平方メートル以内のもの	２３０，０００円
２万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの	３３０，０００円

に、」

「４１０，０００円」を「４３０，０００円」に改める。

別表３中「１２，０００円」を「１８，０００円（検査の特例の場合にあつては、１２，０００円）」に、「１５，０００円」を「２２，０００円（検査の特例の場合にあつては、１５，０００円）」に、「１９，０００円」を「２６，０００円（検査の特例の場合にあつては、１９，０００円）」に、「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「２５，０００円」を「３４，０００円」に、「３８，０００円」を「５６，０００円」に、「５２，０００円」を「７１，０００円」に、

「

２，０００平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの	１２０，０００円
１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの	２００，０００円

を

「

２，０００平方メートルを超え、５，０００平方メートル以内のもの	１４０，０００円
５，０００平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの	１８０，０００円
１万平方メートルを超え、２万平方メートル以内のもの	２２０，０００円
２万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの	３２０，０００円

に、

「４００，０００円」を「４２０，０００円」に改める。

別表４中「１３，０００円」を「１５，０００円」に、「１５，０００円」を「１８，０００円」に、「１９，０００円」を「２２，０００円」に、「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「２５，０００円」を「２９，０００円」に、「３７，０００円」を「３９，０００円」に、「４９，０００円」を「５２，０００円」に、

「

２，０００平方メートルを超え、１万平	１１０，０００円
--------------------	----------

方メートル以内のもの		を
1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	1 8 0 , 0 0 0 円	

2, 0 0 0 平方メートルを超え、5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 3 0 , 0 0 0 円	に、
5, 0 0 0 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	1 6 0 , 0 0 0 円	
1 万平方メートルを超え、2 万平方メートル以内のもの	2 0 0 , 0 0 0 円	
2 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	3 0 0 , 0 0 0 円	

「3 5 0 , 0 0 0 円」を「4 0 0 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の苫小牧市建築基準法施行条例第59条の2、第59条の3及び別表1から別表4までの規定は、この条例の施行の日以後にする確認又は検査に係る手数料について適用し、同日前にした確認又は検査に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正により、建築確認等の手続が見直されること等に伴い、当該手続に係る手数料を新設及び改定するため、関係規定を整備する。

議案第 28 号

苫小牧市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園
施設の設置基準に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園
施設の設置基準に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設
置基準に関する条例（平成 25 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改め
る。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、
条例で引用している同令の条項に移動があったため、関係規定を整備する。

議案第 29 号

苫小牧市消防団条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市消防団条例の一部を改正する条例

苫小牧市消防団条例（昭和 26 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「但し」を「ただし」に改める。

第 4 条中「若しくは」を「又は」に、「願ひ出て」を「届け出て」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（休団）

第 4 条の 2 団員は、長期出張、育児、介護等の理由により一定期間消防団活動を行うことができない場合は、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 前項に規定する休団の期間は、2 年を超えることができない。ただし、市長又は団長が認める場合は、その期間を延長することができる。

3 団員が休団又は休団の期間を延長するときは、あらかじめ、市長又は団長に届け出て、その許可を受けなければならない。

4 休団中の団員が復帰しようとする場合の手続は、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「休団又は休団の期間を延長するとき」とあるのは「復帰しようとするとき」に読み替えるものとする。

5 休団中の団員が復帰したときの当該団員の階級は、休団した日にその者が有していた階級とする。ただし、休団の期間が 2 年を超えた場合は、この限りで

ない。

6 休団をしている期間については、第6条から第10条までの規定は、適用しない。

7 休団をしている期間については、苫小牧市非常勤消防団に係る退職報酬金の支給に関する条例（昭和39年条例第29号）第4条の勤務年数及び苫小牧市消防表彰規則（昭和59年規則第49号）第3条第2項の期間に算入しないものとする。

第5条第1項中「若しくは」を「又は」に改める。

第8条中「但し」を「ただし」に改める。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、休団している期間に係る年額報酬は支給しない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

消防団員の確保等に向け、新たに休団制度を創設する等のため、関係規定を整備する。

議案第 30 号

契 約 の 締 結 に つ い て

下記のとおり契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び苫小牧市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

記

- 1 契 約 名 末広町市営住宅（1－12－1）解体その2工事
- 2 契 約 金 額 1, 355, 200, 000円
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 相 手 方 苫小牧市錦町2丁目6番22号

菱中・岩倉・秋村特定建設工事共同企業体

代表者 菱中建設株式会社苫小牧本店

常務取締役本店長 岩 谷 高 志

構成員 岩倉建設株式会社苫小牧本店

常務取締役本店長 大 田 利 宏

株式会社秋村組

代表取締役 宇 多 重 雄

議案第 31 号

土 地 の 譲 渡 に つ い て

下記のとおり土地を譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び苫小牧市財産条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

記

1 譲渡する土地

- (1) 所 在 苫小牧市北星町2丁目521番241
- (2) 地 目 宅地
- (3) 面 積 9,898.48平方メートル

2 譲渡の方法 売払い

3 譲渡予定価格 43,045,218円

4 相 手 方 東京都港区六本木7丁目15番14号 株式会社L a n d e o

代表取締役 松 本 大 輔

議案第 32 号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点	延 長 m	図面
3334	ウトナイ南 8 丁目 2 号線	苫小牧市ウトナイ南 8 丁目 922 番 3 先 苫小牧市ウトナイ南 8 丁目 922 番 13 先	302.71	1

議案第 33 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点	延 長 m	図面
3334	ウトナイ南 8 丁目 2 号線	苫小牧市ウトナイ南 8 丁目 922 番 30 先 苫小牧市ウトナイ南 8 丁目 922 番 13 先	479.18	1